

## L G B T s を尊重し、L G B T s への差別禁止法の制定を求める声明

2021年（令和3年）5月20日、自民党部会と性的指向・性自認に関する特命委員会との合同会議において、「性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律」（L G B T 理解増進法案）についての法案審査が行われた。報道によると、前記会議参加者は、前記会議中及び会議後の記者からの質問に対する発言の中で、「道徳的にL G B T は認められない」、「（L G B T は）種の保存に背く」、「社会運動化・政治運動化されるといろんな副作用がある」という趣旨の発言（以下、「本件発言」という）をしたとのことである。

これらの一連の報道を受け、当会として以下のとおり声明する。

- 1 L G B T 等の性的マイノリティ（以下、「L G B T s」という）は個人として尊重されるべきであること

我が国の日本国憲法第13条前段において、すべての国民が個人として尊重される旨規定されている。L G B T s も同じく個人として尊重されるべき存在であり、基本的人権の享受者である。各人の性的指向または性自認に基づいて幸福を追求する権利も尊重されるべきであり、本件発言の内容はその権利をないがしろにするものである。

なお、当会は2018年（平成30年）2月9日にL G B T ポリシーを策定し、当事者が受ける差別や不利益の解消を目指す旨宣言をしており、これはL G B T s が個人として尊重されるべきことを前提としている。

- 2 L G B T s への差別禁止法制定の必要性

仮に本件発言が事実であったとすれば、憲法第99条に基づき、憲法尊重擁護義務を負い、個人の尊厳に配慮すべき立場にある国会議員から差別的な発言がなされたということになる。本件発言を受けて、多くのL G B T s が、あたかも国から自身の存在を否定されたと受け止めてしまい、深刻な精神的苦痛を被ったことは想像に難しくなく、誠に遺憾である。

我が国においては、国会議員ですら、L G B T s に対する差別的意識を未だに持っており、社会全体においても未だL G B T s に対する根強い差別意識を払拭できていない。

現在、欧州を中心とした各国（アイルランド、イギリス、オーストラリア、オランダ、カナダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイ

ツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、メキシコ等)において、性的指向および性自認を理由とした差別を禁止する旨の規定がおかれた各種法律が制定されている。文化や風習がどのようなものであろうとも、理由無き差別が許容されないことは普遍的な事項であり、我が国においても、これらの国と同様に差別禁止を定める法が制定できない理由は無い。

我が国におけるLGBTsに対する差別を根絶するためにも、これらの国に倣い、我が国においても当事者への差別禁止を定める法が制定されるべきであって、単にLGBTsへの理解増進を求める内容の法の制定では足りないというべきである。

### 3 結語

以上より、当会は、本件発言に関する報道を契機に、LGBTsが個人として尊重されるべき旨表明するとともに、差別禁止に向けた実効的な内容の法律の制定を求める次第である。

2021年（令和3年）6月21日

千葉県弁護士会

会長 三浦 亜紀